

ID: 15

担当部署: 企画財政部 政策財政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市手数料条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第65号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (罰則) 第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>			
備考			
関係課			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 企画財政部 政策財政課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市手数料条例 第1条及び第2条		
例 規 番 号	平成17年条例第65号		
【基準】			
第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)			
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 (徴収すべき事項及び金額)			
第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は、別表のとおりとする。			
2 2以上の事項を同一紙に証明するときは、1事項ごとに1件又は1枚とする。			
3 同一の事項を2以上証明するときは、1通ごとに1件又は1枚とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月31日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年4月1日